

奨学資金貸付のお知らせ

問合せ 学務課 学校教育担当 ☎0495-77-2312 FAX0495-77-3915

町では、進学意欲を持ちながら、経済的な理由により大学等への就学が困難な方に、奨学資金の貸付けを行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

●貸付金額(月額)

- 高等専門学校…月額30,000円以内
- 大学・短期大学・専修学校…月額40,000円以内

●受付期間

6月7日(月)～7月9日(金)

●貸付対象者(以下の要件を全て備えていること)

- (1)在学中の学生であること。
- (2)他に同種の資金貸付けを受けていない者であること。
- (3)経済的理由により学資支出の困難な世帯の学生であること。
- (4)町税等を完納している世帯の学生又はそれに準ずる者であること。
- (5)向学の志が堅い学生であること。
- (6)町内に3か月以上居住する世帯の学生であること。
- (7)連帯保証人が1人以上あること。

●選考の基準

- (1)所得審査があります。
- (2)学力評価の基準は、5段階の評定によるものは、おおむね平均3.0以上。

●申請書類

- (1)奨学資金貸付申請書
- (2)家庭調書
- (3)在学証明書(在学校指定様式)
- (4)成績証明書(最終卒業学校又は在学校)

※(1)(2)の申請書類は教育委員会学務課で配布しています。

神川町 奨学資金貸付



町ホームページ



児童手当・特例給付 現況届をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、児童手当等を継続して受給するための大切な手続きです。手続きを忘れると、6月以降の手当が受けられないことがありますので、ご注意ください。

該当となる方には、6月初めまでに現況届の用紙を発送します。ご確認の上、町民福祉課まで提出してください。

提出期限 6月30日(水)

支給対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額 下記の表の通り

| 児童の年齢 | 児童手当の額(1人当たり月額) |
|----------------|-------------------------------|
| 3歳未満 | 一律 15,000 円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 10,000 円 (第3子以降は 15,000 円) |
| 中学生 | 一律 10,000 円 |

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円となります。

「成年後見相談ダイヤル」をご利用ください

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

「後見ほっとライン」から「成年後見相談ダイヤル」に名称が変わりました！！

高齢者や障害者のお金、不動産、相続、成年後見などの電話相談に応じます。利用料は無料になります。「どこに話していいのかわからない。」「こんなことを相談してもいいの?」と思うことでも構いません。

また、自分のことではなく、家族のことでもお気軽にご相談ください。

認知症の父の入院代を本人の口座から支払いしたが、銀行で「成年後見人が必要」と言われた。



高齢の母が最近、必要のない高額物品を何度も購入している。何かの詐欺にあっているみたい…



知的障害をもつ子どもがいるが、自分が亡くなった後のことが心配…



「成年後見」ってたまに聞くけどどんな制度? 費用はいくらかかるの?



【成年後見制度とは?】

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

相談無料

成年後見相談ダイヤル

秘密厳守

フリーダイヤル

0120-235-833

受付時間: 平日の午前9時～午後5時

※神川町、本庄市、美里町、上里町に在住もしくは在勤の方、そのご家族がご利用できます。

※ご相談いただいた内容や個人情報は適正に管理しますので、第三者に漏れることはありません。

※係争中の案件に関するご相談には対応できません。

※オペレーターが相談内容をお聞きした後、相談員から折り返しご連絡します。